

## 九・十世紀の「文人官僚」

——「文人派」再考——

鈴木 蒼

**【要約】** 平安時代においては、京内の学習施設「大学」で学識を身につけ、官人として朝廷に仕えた人々が多数存在していた。通説的には、彼らは人材主義的・反貴族的な存在とされ、世襲的な貴族層との対立や自身の質的変容により、九世紀中には姿を消していったと考えられている。しかし、そうした所説には疑うべき点が少なくない。本稿では、「文人官僚」として定義し、官歴・政治的行動の面から網羅的に検討することで、九・十世紀の官人社会における基礎的な性質を確認し、併せて従来の理解について再検討を行った。その結果、九・十世紀において文人官僚に顕著な没落や変質の形跡は見出せず、彼らが反貴族的な行動を取った形跡も何ら見出せないことが判明した。文人官僚は、その学識による能力と、学問を通じて権力者との人格的関係を構築しやすい点にその特徴を求められるのであり、むしろ親貴族的な存在として理解すべきなのである。

史林 一〇三巻四号 二〇二〇年七月

### はじめに

日本古代の朝廷においては、京内の学習施設「大学」で学び、知識を身につけた人々が数多く存在していた。このような人物は、実務官人や政策のブレーンとして活動し、朝廷の政治を支えるうえで大きな役割を果たした。特に平安時代は、大学で学んだ経験のある官人が目立って現れ、活躍を見せた時代としてよく知られている。そのため、彼らは早くから研

究の対象とされ、主に政治史的な観点から、多くの考察が重ねられてきた。これらの研究のなかでも、研究史上特に重要な地位を占めると考えられるものとして、次の二つの見解を挙げる事ができる。

一つは、弥永貞三や玉井力による一連の論考によって提起された、大学で学んだ官人を一種の政治勢力として捉える見解である。<sup>①</sup> 弥永・玉井は、九世紀の政争前後における官人の動向を分析するなかで、大学で学んだ官人を新興の人材主義的な官人勢力、「文人派」として位置づけた。そして彼らを藤原氏に代表される門閥氏族、「貴族層」と対置し、九世紀の政争を通じて排斥されていく存在と見なしたのである。その後、研究の進展によって、政争の首謀者や目的などに関する両者の見解については、多くの部分が見直されることとなった。<sup>②</sup> だが、大学で学んだ官人たちによる政治勢力が存在し、かつそれが九世紀のある時期までに何らかの要因で瓦解したという、両者が提起した最も基本的な理解については、論者によって時期差はあるものの、今も広く学界に受け入れられている。<sup>③</sup>

もう一つは、大学で学んだ官人が九世紀後葉に変質していくと捉える、佐藤宗諄の見解である。<sup>④</sup> 佐藤は、九世紀における政策基調の変化を追究する過程で、九世紀後葉における文人たちの内部分裂、具体的には菅原氏とその弟子の派閥と、それ以外の文人の派閥とによる学閥対立という、かつて後藤昭雄が発見した現象に着目した。<sup>⑤</sup> そしてこの現象を、大学で学んだ官人たちの現実主義的・批判的精神の喪失を示すものと考えた。佐藤によれば、合理主義的・批判的精神を持つていた大学出身官人たちは、九世紀後葉には主体的な政治理念を喪失し、文学的世界に逃避するただの「文人」に変質していくという。こうした佐藤の理解もまた、彼が他方で主張する、当該期の現実的政策基調の行き詰まりと変質を裏付ける、<sup>⑥</sup> 有力な学説とされている。

弥永・玉井・佐藤の見解は、視点こそ異なるが、大学で学んだ官人たちを、学問によって昇進した新興の人材主義的官人グループと考え、「貴族層」と対置して捉える点で共通する。そのため、彼らの考察からは、大学で学んだ官人が、「貴族」的な官人（あるいはそうした政治体制）と対立し、敗北していったという結論がおのずと導かれることとなる。要言す

れば、九世紀に大学で学んだ官人が「没落」していったと捉えるのが、弥永らの理解といえよう。しかし筆者は、このような理解には、以下に挙げる二つの点で問題があると考ええる。

一点目は、大学で学んだ官人と貴族層とを対立的に捉える点である。弥永・玉井・佐藤は、門閥・世襲性を貴族層の特徴とするが、すでに細井浩志や高田義人らが指摘しているように<sup>⑦</sup>、学問的な人材主義と世襲は古代において理念的に相反するものではない。大学で学んだ官人の政治的立ち位置については、「文人派」対「貴族層」という概念に縛られることなく、再検討する必要がある。

二点目は、大学で学んだ官人の官人社会における特質について、十分な考察がなされていない点である。筆者は、ある一時期の官人の動向や補任状況といった、時期・対象人物の限られた考察のみでは、大学で学んだ官人の動向を正確に見極めることはできないと考える。平安時代における大学については、すでに桃裕行や古藤真平が、その制度的変遷や出身者を明らかにしている<sup>⑧</sup>。大学で学んだ官人について評価を行うには、桃・古藤らの成果に学びつつ、その出現背景や、官人社会における性質を明確にすることが、まず求められるのではないだろうか。

以上の問題意識に基づき、本稿では、対象時期を九・十世紀とやや広く取り、大学で学んだ官人の特質や、その政治的立ち位置について、改めて検討を行う。具体的には、まず第一章で、なぜ平安時代に大学で学んだ官人が数多く出現したのか、その背景について考え、続く第二章で、彼らの出現によって官人社会にどのような変化が起きたのかについて、その官職的特質という面から確認する。そして第三章において、これらの検討を踏まえ、政界への進出状況や政争での動向から、大学で学んだ官人の政治的な位置づけを試みたい。

なお、本論に入る前に、本稿で考察の対象とする、大学で学んだ官人の範囲について述べておきたい。平安時代の大学には、一時期を除き、紀伝道・明経道・明法道・算道という、四つの専門科目が存在していた。入学者は当初一律に「学生」として扱われたが、やがて試験に及第することで各科目生のいずれかとなり、任官、卒業（成業）と呼ばれるして

いった。<sup>⑨</sup>これに加え、各科目には「得業生」と呼ばれる、いわば特待生にあたる枠が少数設けられていた。彼らは一般の科目生と異なり、高難度な卒業試験を課されたが、それに及第すれば通常より優遇された官途を進むことができた。

このような試験と各科目への進学は、原則として必須であった。しかし、具体的な時期は後述するが、九世紀における一時期の間、必ずしも専門科目に就いて学ばず、単に大学で教養を獲得して官人となる人物が、主に上級官人の子弟のなかによく見られた（以下、本稿ではこうした人物を「遊学者」と称する）。事実、六国史中には、九世紀のある時期、薨卒伝に「少遊<sup>三</sup>大学」など、大学入学が確認できる記述がありながら、どの科目にも所属した形跡のない人物を多数確認することができ<sup>⑩</sup>る。このような例外的な学生も、一時期とはいえ多数存在していたのである。

そして、大学のなかでも、特に上中級官人を育成する母体として機能したのは、文章や史書を学ぶ科目である紀伝道であった。また、後述するが、遊学者のなかには門地の高い人物が多く含まれており、そのため高位まで至る人物が比較的良好よくみられた。当該期に史料上確認される大学出身官人の多くは彼ら紀伝道出身者と遊学者であり、この両者を検討することで、有力な大学出身官人の性質については明らかにできると考える（以下、本稿では、便宜的に両者を総称して「文人官僚」と呼ぶ）。本稿での考察対象は、この両者に限定する。

- ① 弥永貞三 a 「菅原道真の前半生——とくに讃岐守時代を中心に——」（川崎庸之編『日本人物史大系 古代』朝倉書店、一九六一年）、  
b 「仁和二年の内宴」（『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八年、初出一九六二年）、c 「律令政治（井上光貞・藤木邦彦編）体系 日本史叢書一 政治史Ⅰ」山川出版社、一九六五年、玉井力「承和の変について」（『歴史学研究』二八六、一九六四年）。

- ② 弥永 a・b、註①前掲論文の論旨のうち、菅原道真の任讃岐守が左遷であったとする点については、春名宏昭「菅原道真の任讃岐守」『菅原道真論集』勉誠出版、二〇〇三年）などで、玉井、註①前掲

論文の論旨のうち、承和の変の首謀者を藤原良房のものとする点については、福井俊彦「承和の変についての一考察」（『日本歴史』二六〇、一九七〇年）、遠藤慶太「『続日本後紀』と承和の変」（『平安勅撰史書研究』皇學館大学出版部、二版二〇〇七年）などで、有力な批判がなされている。

- ③ 林陸朗「大江音人と菅原是善——貞観期の政界と学界——」（『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年）、古瀬奈津子「令外官と皇帝・天皇権力」（『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年）、吉江崇「平安前期の王権と政治」（『天津透他編』『石波講座日本歴史

古代四」岩波書店、二〇一五年)、春名宏昭『謀反』の古代史」(吉川弘文館、二〇一九年)など。

④ 佐藤宗諱「貴族政治の展開」(『講座日本歴史 古代』二 東京大学出版会、一九八三年)。

⑤ 後藤昭雄「文人相軽」(『平安朝漢文学論考』櫻楓社、一九八一年。補訂版は勉誠出版、二〇〇五年)。

⑥ 佐藤宗諱 a 「前期摂関政治」の史的位置」、b 「平安初期政治の崩壊過程」(『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年)。

⑦ 細井浩志「古代・中世における技能の継承について」(『九州史学』一〇四、一九九二年)、高田義人「九・十世紀における技能官人の門流形成とその特質——課試験関係史料の検討を通じて——」(鈴木靖民

編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館、二〇一二年)。

⑧ 桃裕行『上代学制の研究(修訂版)』(吉川弘文館、一九八三年)、古藤真平「文章得業生試の成立」(『史林』七四―二、一九九一年)。

⑨ ただし、紀伝道のみ、九世紀中葉から後葉にかけて「学生」と科目生(「文章生」と呼ばれる)の間に「擬文章生」と呼ばれる身分が設けられた(古藤、註⑧前掲論文)。

⑩ 桃裕行は、遊学者の存在を認めながらも、学生が入学するとまず全員が儒学を学ぶということから、遊学者を「広義の明経道」として、明経道学習者の範疇に含めている(桃、註⑧前掲書)。区別すべきであらう。

## 第一章 文人官僚の出現背景

本章では、なぜ平安時代に多くの文人官僚が現れたのか、その理由について考えてみたい。というのも、それ以前、特に八世紀までの大学は、それ以降と様相が大きく異なっていたと思われるためである。

もともと令制において、大学への主たる入学者として想定されていたのは、上級官人の子弟(蔭子孫)であった。しかし、八世紀を通じ、実際に大学に入学して出身するルート(大学ルート)を取るのは、例外的に大学入学を優遇された東史部の子孫やその他の渡来系氏族を除けば、中下級官人層の人物が大多数であり、<sup>①</sup> 国家もそのような状況を追認せざるを得なかった。門地に恵まれた蔭子孫は、基本的に諸舎人へ補任され、蔭位によって位階を授かるルート(舎人ルート)によって出身できるため、<sup>②</sup> わざわざ出身まで多年の学習や試験を義務づけられ、しかも出身位階が低い大学ルートは、官人出身の方法として魅力的ではなかったのである。<sup>③</sup>

しかし、すでに桃裕行も指摘するように、九世紀以降、上級官人か中下級官人かを問わず、文人官僚の人数は急増する。<sup>④</sup>

この理由については、桃は、光仁朝以来の大学振興政策が効果を挙げていったためとする。しかし、大学の振興政策は光仁朝に始まったことではない。少なくとも天平年間頃より、朝廷においては一貫して大学の優遇が行われていたのである。<sup>⑤</sup>

光仁・桓武朝では、それ以前と比較して門地の高い大学出身官人も確かに増え始めており、この頃の政策が一定の効果をもたらしたことは認められる。だが、以降の就学状況の劇的な変化をもたらしたとはやや考えにくい。やはり、九世紀前葉に行われた特有の政策を、変化の主要因と考えるべきであり、筆者はそれを、平城朝以降に行われた一連の就学政策に求めたい。これらの政策については桃もその意義を認めており、また春名宏昭もその画期性に注目しているが、やや私見と異なる部分もあるので、改めて述べておきたい。

大同元年（八〇六）、平城天皇は十歳以上の諸王と蔭子孫に対して、大学への皆入学と教習を命ずる勅を発した。<sup>⑦</sup>この政策は嵯峨朝の弘仁三年（八二二）の勅で、「徒積<sub>レ</sub>多年、未<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>一業<sub>一</sub>」との理由で改められ、入学は強制でなく、各人の好む所に任せられることとなる。<sup>⑧</sup>とはいえ、この勅に「経<sub>レ</sub>国治<sub>レ</sub>家、莫<sub>レ</sub>善<sub>二</sub>於文<sub>一</sub>、立<sub>レ</sub>身揚<sub>レ</sub>名、莫<sub>レ</sub>尚<sub>二</sub>於学<sub>一</sub>」との文言がある点、嵯峨天皇が近臣や見所のある人物へ、大学で学習するよう働きかけた事例がみられる点などを考慮すれば、<sup>⑨</sup>この変更は大同元年の政策の否定ではなく、あくまで実情に即した修正と捉えるべきで、就学を強く奨励する姿勢は変わらなかったと考えられる。

その後、淳和朝の天長元年（八二四）には、二十歳以下の蔭子孫に対し、大学への皆入学を命じる太政官符が下された。<sup>⑩</sup>この政策は、大同の勅と異なり学習年限も定めておらず、官符中に引かれる奏言に「学業足<sub>レ</sub>用、量<sub>レ</sub>才授<sub>レ</sub>職」とあるように、蔭位での出身（二十一歳）前に最低限の学習をせよという程度の、規制の緩いものである。淳和天皇は、平城朝の皆入学と嵯峨朝の希望入学制を折衷しつつ、平城朝以来の方針を継承したのである。

これらの政策は、既入学者への措置に留まっていた桓武朝までの政策とは、その範囲・強制力の点で大きく異なる。<sup>⑪</sup>しかも、大同の勅が、平城天皇自ら「手詔」で意を伝えたという、観察使設置の宣布と同日に発せられていること、天長の

官符が、「擇良吏事」をはじめとする、淳和天皇の政治方針を表明した一連の官符中にあることも注目される<sup>12)</sup>。平城・嵯峨・淳和三代の治世(八〇六〜八三三)にかけて、これまで大学で学習を行わなかった上級官人層(＝貴族層)の子弟に向けて、就学を推奨する強力な働きかけが行われたのである<sup>13)</sup>。

こうした政策がいつまで続けられたか、その具体的な時期は特定できない。だが、淳和天皇の後を継いだ仁明天皇(天長十年(八三三)〜嘉承三年(八五〇)在位)は、学問を好んだ知識人であり、大学行政にも積極的であった<sup>14)</sup>。前代までの政策に対して否定的であったとは考えがたく、少なくとも九世紀前半頃までは、官人社会に濃厚な就学の気風が存在した可能性が高い。専制君主的な平安初期の天皇たちと、彼らが推し進めた、貴族層の子弟をターゲットとする就学政策によって、以降の官人社会に文人官僚が大量に登場することになったのである。

① 桃、はじめに註⑧前掲書、丸山裕美子「律令国家の教育と帰化人(渡来人)」(高橋秀樹編『生活と文化の歴史学四 婚姻と教育』竹林舎、二〇一四年)。

② 野村忠夫『律令官人制の研究 増訂版』(吉川弘文館、一九七八年)、古瀬奈津子「官人出身法からみた日唐官僚制の特質」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)。

③ 土田直鎮「奈良時代の学問と教育」(平安京への道しるべ——奈良平安時代史入門——)吉川弘文館、一九九四年)、野村、註②前掲書。

④ 桃、はじめに註⑧前掲書。

⑤ 八世紀前葉の大学振興政策については、丸山、註①前掲論文、土田、註③前掲論文を参照。八世紀後葉においても、藤原仲麻呂政権下、称徳天皇治世下における、唐風の・儒教主義的な政策としての大学学習者への優遇(岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、一九六九年)、吉川真司『天皇の歴史二 聖武天皇と仏都平城京』(講談社、二〇一一年)、光仁・桓武朝における大学の優秀者への賜物や秀才・明経試に

よる出身位階の大幅な上昇)桃、はじめに註⑧前掲書)など、大学の振興は続けられていた。

⑥ 春名、はじめに註③前掲書。

⑦ 『日本後紀』大同元年(八〇六)六月壬寅条。ただしこの勅は、次の考選年を経るまで学習すれば、蔭子孫が舍人ルートによって出身することも認めていた。

⑧ 『日本後紀』弘仁三年(八一二)五月戊寅条。このタイミングで勅が発せられたのは、大同の皆入学政策から舍人考選の年限を迎え(内分番の考選は六年。また、成選叙位のスケジュールがひと段落するのは四月)、ひとまずの政策的結果が出たためであろう。

⑨ 嵯峨天皇は、乗馬ばかりを好んでいた若き日の小野篁へ、なぜ学問に向かわないのかと嘆き筆を改心させる(『文徳天皇実録』仁寿二年(八五二)十二月癸未条)、息子の源明の学問のため、寒門で後ろ盾のない山田春城を抜擢する(『文徳天皇実録』天安二年(八五八)六月己酉条)など、就学を働きかける行動をしはしば取っている。

⑩ 『類聚三代格』天長元年（八二四）八月二十日太政官符。

⑪ 天平十一年にも就学令が出ているが（『続日本紀』天平十一年（七

三九）八月丙子条）、この政策は留省の藤子孫・位子のみが対象であり、それほど効果を挙げなかったと考えられる。また、光仁・桓武朝に行われた秀才・明経試による出身位階の改訂は、その後の「対策」と呼ばれる、紀伝道の得業生に課せられる試験に大きな影響を与えており、その点では重大な変更といえる。しかし、秀才・明経試のような高難度試験を受験する学生は少数であり、入学状況を大きく改善するものではなかったと思われる。

⑫ 佐藤宗諒「平安初期の官人と律令政治の変質」（佐藤、はじめに註

⑥前掲書）。

⑬ なお、春名、はじめに註③前掲書は、この政策を、官人に求められ

## 第二章 文人官僚の昇進ルート

それでは、前章で述べたような、就学政策によって出現した大量の文人官僚たちは、官人社会にどのような変化を与えたのであろうか。本章では、文人官僚の官歴という面から、この点について考察していきたい。文人官僚の官歴については、すでに鈴木理恵や岸野幸子の論考のほか、特定の官職について文人官僚との関わりが深いことを示した論考がいくつか存在する。②それらはいずれも有益ではあるが、いずれも個別的考察に留まる。また、鈴木・岸野の論考も、鈴木が参議任官者、岸野が藏人任官者に、それぞれ考察の主たる対象を限定しており、包括的に論じられてはいない。そのため、煩を厭わず私見を述べていきたいと思う。

文人官僚の官歴を見ると、九・十世紀を通じ、特定の内官へ任官しているケースを多く確認することができる。例として、九世紀中葉から後葉にかけて活動した文人官僚、大江音人と、その約一世紀のちに活動した文人官僚、大江齊光とい

る要素が天皇への奉仕から個人の能力に変わったことを示すものと捉

え、この時期に天皇たちの「極めてドライな考え方」による、能力主義的政治への転換が行われたと主張する。確かに、この政策の背景に能力を求める志向があることは認められる。しかし、藤子孫の就学を促すという政策の方向性は令制以来のものであり、就学政策によって藤子孫の出身が否定されたわけでもない。平城の律令回帰的な志向による政策とも考えられ、政策の画期性は評価すべきにせよ、前代との断絶面を強調しすぎるべきではなからう。

⑭ 『続日本後紀』嘉承三年（八五〇）三月癸卯条。

⑮ 『類聚三代格』承和元年（八三四）三月八日太政官符、『続日本後

紀』承和四年（八三七）七月丁丑条。

表Ⅰ：780～1000年における文人官僚の官職分布

官職	対策受験者		紀伝道・遊学者	
	780～900年	901～1000年	780～900年	901～1000年
式部輔	20	42	20	3
式部丞・録	3	22	27	18
兵部輔	1	4	12	1
民部卿	2	2	5	2
民部輔	8	12	12	3
民部丞・録	1	5	4	9
刑部卿	2	0	8	0
刑部輔	2	5	15	0
宮内卿	3	0	8	1
文章博士	18	23	3	2
東宮学士	7	18	6	1
大学頭	8	14	7	5
大学助	4	1	6	0
大学允	4	0	6	6
左右少弁	13	30	27	13
左右中弁	7	19	28	11
左右大弁	9	8	21	11
左右京大夫	6	5	12	2
勘解由判官	0	0	6	6
勘解由次官	4	9	6	4
勘解由長官	6	4	11	4
近衛次将	0	0	16	0
太宰式・帥	5	2	18	9
衛門権佐	0	4	3	8
衛門尉	2	1	3	14
彈正弼	3	2	12	5
少内記	15	10	10	11
大内記	16	16	8	1
権少外記	0	1	1	22
少外記	6	1	21	33
大外記	6	1	18	33

対象人物数…780～900年の対策受験者35人  
 901～1000年の対策受験者51人  
 780～900年の紀伝道・遊学者96人  
 901～1000年の紀伝道・遊学者105人

凡例

- ※1 任官数が計10例を越えるもののみをまとめた
- ※2 表中の官職内の大小、権官については一括した  
 ただし、内記・外記については大少・権官を区別、  
 衛門佐については権官を区別して計測した
- ※3 1人の人物による同一官職への再任は数値に含めず、  
 すべて初回の任官のみを計測した
- ※4 官歴が全く分からない人物は対象人物から除外した
- ※5 蔵人・三宮職・院司や臨時的な官職は除外した

う、二人の人物の官歴を抜粋して掲げる(傍線部は二人に重複する官職)。  
 音人：少内記↓大内記↓東宮<sup>権臣</sup>学士↓民部少輔↓大内記(兼少輔)↓左少弁↓式部少輔↓右中弁(兼少輔)↓左中弁(兼少輔)↓右大弁↓参議↓勘解由長官↓左衛門督  
 齊光：式部少丞↓式部大丞↓東宮<sup>権臣</sup>学士↓民部少輔↓権右少弁↓右少弁↓東宮<sup>権臣</sup>学士↓左少弁↓右中弁↓治部卿↓大学頭↓民部権大輔↓右大弁(兼権大輔)↓式部権大輔(兼弁)↓参議↓式部大輔(兼弁)↓左大弁(兼大輔)  
 東宮学士・民部輔・式部輔・弁官など、二人の官歴にはかなりの類似性が認められる。こうした官職について、その内容をj知るため、九・十世紀の文人官僚の官歴を網羅的に確認し、任官数が多い官職(十例以上)を、九世紀と十世紀、さ

らに対策受験者とそれ以外とに、それぞれ区分してまとめたものが表Ⅰである。<sup>③</sup>ただし、九世紀初期については残存史料が少ないため、より傾向を知るために、七八〇年～八〇〇年までに大学で学んだ人物も含めている。文人官僚の官歴については、二、三の官職を断片的に知り得るのみの場合が殆どであり、全く官歴が分からない人物も珍しくない。加えて、表Ⅰの数値に明らかなように、官職によって確認できる任官数にかなりの振れ幅がある。そのため、掲げた数値があくまで現存史料から計測できる範囲のものでしかないことには、注意を要する。しかし、それでも表Ⅰからは、任官先や昇進過程に顕著な偏りを読み取ることができる。いわば、文人官僚特有の昇進ルートの存在が、九・十世紀を通じて確認されるのである。ただし、このルートには、時期的変化や例外が当然存在し、また人物の位階によるルートの諸段階、外官との関係などについて、説明すべき点もある。以下本章では、それらに関して適宜補足を加えつつ、文人官僚の一般的な昇進ルートと考えられるものを、出身から段階的に説明していきたい。

## 第一節 叙爵まで

### ① 特定内官ルート

文人官僚が出身すると、叙爵までの間に、式部丞と録・内記などの官職を経験する。もちろん、外官や別の内官へ補任せられることもあるが、この官職のいずれかには、ほぼ任官する。その他、比較すると任官例がやや少ないものの、民部丞と録・大学允と助・勘解由判官なども、昇進ルート上にある官職、あるいはそれに準ずるものと見なされよう。この期間には、兼官として蔵人、春宮坊・中宮職といった、天皇・院宮の家産機関に侍することも多い。<sup>④</sup>なお、内記は大学（特に紀伝道）出身者が任じられることが非常に多いが、<sup>⑤</sup>特に十世紀以降は一部の能書を除き、<sup>⑥</sup>大学出身者のみが任官するようになる。

### ② 外記ルート

文人官僚が叙爵までに経験するもう一つの主要なルートが、いくつかの官職を経験した後、少外記へと転任し大外記へ昇進、そして叙爵へと至るものである。外記は、九世紀中葉ごろから紀伝道出身者の任官例が急増し、九・十世紀を通じて文人官僚の主要な任官先となる。ただし、外記には紀伝道以外の他科目出身者も多く、また藤原氏・橘氏などの貴姓氏族は僅かしか見出せない。紀伝道出身者のなかでも門地の低い氏族や、序列の劣る他三科目の出身者が主に通るルートであったと思われる。<sup>⑧</sup>

## 第二節 叙爵後の外官任官

五位に達した文人官僚はそれまでの官を解かれ、諸国の守・介あるいは大宰府官となり地方へ赴任する。<sup>⑨</sup>多くは叙爵後一年のうちに外官へ任ぜられるが、数年の間任官しない場合もあり、そのときは後述する第三節の官職へ先に補任される。必ずしも任官者全員が国務・府務を全うしたわけではなく、僅か数か月で内官へ戻った例も珍しくない。しかし、基本的には五位であるうちに、一度は正官として外官に就くことが求められた。十世紀前葉頃までは叙爵から外官という順序が概ね保たれ続けており、形式的にせよ、一度は上級国司や府官として吏務にあたることから、叙爵後の暗黙のルールとして設けられていたらしい。

例外的に、外官への任官を避けたと思しき人物も存在する。彼らは、ほぼ後に四位以上か公卿まで昇進しており、かつその時蔵人・春宮坊・中宮職に所属するか、侍読・学士であった。<sup>⑩</sup>すなわち、こうした人物は、天皇・院・宮などと縁故関係・学問的師弟関係にあり、そのために特に内官へ留め置かれたと考えられる。また、それ以外の人物も、十世紀初頭より文章得業生出身者を中心として、しだいに外官を経ずに昇進する例が増えていく。<sup>⑪</sup>

### 第三節 参議まで

#### ①再び内官から参議へ任官するルート

外官の務めを終えると、式部輔・兵部輔・民部輔・刑部輔・弾正弼・大学頭・左右京大夫・勘解由次官といった官職に任じられることが多い。有力な対策受験者であれば、文章博士、または東官字士・侍読に任じられる場合もよくみられる。これらの官職のなかでも、式部輔・大内記は、もともと九世紀前葉より紀伝道出身者の任官例が非常に多かったが、九世紀後葉以降は対策受験者の任官例が増加し、十世紀前葉頃よりそれ以外の文人官僚はほぼ任官しなくなっていく<sup>12</sup>。また、刑部輔の任官例は十世紀に減少し、それに代わるかのように衛門権佐・尉（大夫尉）の任官例が増えていく。この理由は定かではないが、権佐・尉に任じられる人物は、多くの場合検非違使をも兼ねており、職掌に通ずる部分が多く、より劇官である検非違使の発展により、刑部省から衛門権佐・尉へ文人官僚の任官先が移行したのではないかと推測される<sup>14</sup>。兵部輔の任官が減る理由については、明確な理由を見出しがたく、後考を期したい。

六位以下の時同様に列挙した官職以外へ任官する場合、あるいは統治能力を期待されて外官の経歴を重ねる場合もあった。特に大宰府官へは、比較的多くの任官例が確認できる。とはいえ、これらの内官を経験しながら昇進するのが一般的であり、多くの文人官僚もまた、そのような昇進を望ましい形と考えていた。その反面、外官への赴任は、業務・勘会の責任に加え、昇進を遅滞するものとして忌避された。しかし、十世紀後葉には、受領の利権化が進み、一時的な国守任官や兼官が頻繁に見られるようになり、文人官僚の側も任官を望むようになっていく。

さらに、この段階まで達した者の多くは弁官へ任官し、他の内官への任官を挟みながら、順に中弁・大弁、参議大弁へと昇進していく。弁官を全く経ずに公卿に至った文人官僚はきわめて少なく、弁官への任官は、文人官僚が公卿に至るための、必須に近い要件であったと思われる<sup>15</sup>。

②外官を歴任するルート

①で示した、外官赴任後に内官に戻り要職に任じられる人物は、順調に昇進を遂げた者に限られる。通常の外記ルートを進んだ者・人的関係や出自に恵まれなかった者などは、外官ばかりに任命され、歴任のうちに死去する。恐らくは、こちらのルートの方が、文人官僚全体のなかでは一般的であったと思われる。国司の受領化後は、治国の功を重ねて公卿に至る人物も僅かに見られるが、<sup>16</sup>そのような人物はあくまで特例であった。

#### 第四節 任参議以降

参議に任じられて以降はそれほど他の公卿と変わらないが、第三節で述べた官職のほか、それ以外に民部卿・勘解由長官・大宰大式などへ任官し、実務に励むことが多い。

以上、文人官僚の昇進ルートについて概観した。<sup>17</sup>もちろん、文人官僚でなくとも、本人の才覚によつて前掲の官職に補任された官人も存在する。加えて、式部丞や弁官などはいわゆる顕官であり、文人官僚だけの排他的な任官状況ではない。<sup>18</sup>しかし少なくとも、こうした官歴を経ることが、文人官僚の一つの「花形」であったことは認めてよいと思われる。これら官職はいずれも学識を必要とするものであり、文人官僚の性格をよく表している。

もつとも、全ての文人官僚が固定的にこのルートを選択したわけではない。例えば文人官僚が公卿子弟でもあった場合、その人物は文人官僚特有の昇進ルートのみならず、いくつかの昇進ルートを選びうる立場にあった。<sup>19</sup>公卿子弟が主に進む近衛次将の任官例が多いのもそのためで、個々人が自身の立場や昇進の便宜に従い、ルートを選択していたのである。また、源氏・平氏の文人官僚も、前掲した官職にはあまり就かない。<sup>20</sup>

本章で示した昇進ルートは、すでに八世紀後葉には先駆的な例を窺うことができるが、<sup>21</sup>本格的に官人社会へ定着する時

期は、概ね天長〜承和期にかけてではないかと考えられる。この時期には、前述した外記ルートを進む文人官僚が急増する。また、それ以前は文人官僚でありながら、武官的な官職に就く人物もまま見られるのに対し、この時期以降、前述した検非違使による衛門府への任官、公卿子弟による衛府への任官のほかは、武官への任官がほぼ見られなくなる。強制就学政策による文人官僚の官人社会への大量流入が、結果的に以上の昇進ルートの確立を促したと想定される。

こうした任官の傾向は、『官職秘抄』や『職原抄』に記される、平安時代末期や中世の官職に対する理解とも重なるところが多い。無論いくつかの相違もあり、本章で見た昇進ルートが中世的な昇進ルートに変容するまでには、十一世紀以後の官職の無美化・家職化、ルートの固定化など、さらにいくつかの変化が伴う。だが、九世紀前葉に形成される昇進ルートが、その後の貴族社会における規範の原形となったことは、事実であろう。

① 鈴木理恵「文章生の氏族固定——参議中の文章生・文章得業生出身者の官歴分析——」〔『教育学研究紀要』三二、一九八六年〕、岸野幸子「文章科出身者の任官と昇進——藏人との関係を中心に——」〔『お茶の水史学』四二、一九九八年〕。

② 本稿の対象とする文人官僚の範囲に限れば、請田正幸「内記と能書」〔『続日本紀研究』二七八、一九九二年〕、井上幸治「解説」〔『外記補任』八木書店、二〇〇四年〕、「太政官弁官局の実務職員（史）の変遷と背景」〔『古代中世の文書管理と官人』八木書店、二〇一六年〕、中野高行「八・九世紀における外記の性質」、八・九世紀における内記の特質」〔『日本古代の外交制度史』岩田書院、二〇〇八年〕などがある。

③ 表作成にあたっては、桃、はじめに註⑧前掲書、古藤「十世紀紀伝道課試験関係記事一覽（稿）前編・後編」〔『古代学研究所研究紀要』五・六、一九九五、一九九六年〕、「紀伝道研究資料集——文武・光孝朝——」〔『古代学協会、二〇一六年』などを参考にした。ただし慎重

を期するため、系図史料の人物註（『尊卑分脈』の「文」など）や官歴の記載は検討対象から除外し、その他史料より明確に文人官僚であると分かる人物とその官歴のみを対象にした。

④ 岸野、註①前掲論文、佐藤全敏「藏人所の成立と展開」〔『歴史学研究』九三七、二〇一五年〕。

⑤ 拙稿「平安時代における「能書」の基礎的考察」〔『史学雑誌』一一九一三、二〇二〇年〕。

⑥ 文人官僚でない内記経験者は十世紀であれば紀貫之（『三十六人歌仙伝』）・紀時文（『西宮記』臨時一奉幣裏書）など。彼等はいずれも著名な能書である。

⑦ 井上、註②前掲論文。

⑧ 九世紀には文章得業生であった人物が外記になることもあるが、寛平八年（八九六）に少外記に着任した三統理平以後は見えなくなる（『外記補任』）。その後、長徳四年（九九八）に、文章得業生出身の慶滋が外記になる例が見られるが、彼は元々暦・陰陽道を学んだ

賀茂氏の出身であり、新たな生き方を選んだ人物と見なされ(告井幸男「撰関・院政期における官人社会」『日本史研究』五三五、二〇〇七年)、特例と考えられる。

⑨ 叙爵後の国司任官については、高田淳「巡爵」とその成立——平安時代の叙位制度の成立をめぐる——(『國學院大學紀要』二六、一九八八年)も述べる。

⑩ 一例として、十世紀初頭までの公卿に昇った文人官僚のうち(文人官僚と推定できる人物もいるが、彼らについては第三章で後述)、外官に赴任していない人物を挙げると、和氣真綱、藤原家宗、菅原是善、橘広相、紀長谷雄、藤原菅根の六人がいる。真綱は多くの外官を経験しているが全て兼官である。彼は五位のときに嵯峨の藏人、淳和天皇の春宮坊官人を務めていた。家宗も同時期に文徳天皇の春宮坊官人、藤原明子の中宮職官人として活動した。是善、広相は叙爵後すぐに文章博士に任じられ、さらにその後東宮学士にも就任している。叙爵後すぐに文章博士に任じられた長谷雄、醍醐天皇の侍読であった菅根も同様である。

⑪ 官歴が確実に追跡できる人物に限ると、紀伝道出身者の紀淑光(延喜九年(九〇九)叙爵)が先蹤となるが、以降は藤原元方(延喜十七年(九一七)叙爵)、藤原在衡(延長二年(九二四)叙爵)、大江維時・朝綱(延長六年(九二八)叙爵)など、対策受験者が中心となる(いづれも「公卿補任」)。なお、二星調は、貞観年間に対策及第者の国司任官が避けられていたが、元慶年間には地方政治への関心が高まり、典籍の知識だけでなく実務経験が重視されるようになったため、対策及第者も国司へ任官されるようになる(二星調「九世紀における文人の国司任官——菅原道真の讃岐守任官を手がかりに——」(『ヒストリア』二六七、二〇一八年)。しかし、私見では、九世紀において外官として赴任するか否かは、あくまで権力者との縁故やそ

の意向によって決まったと理解すべきであり、元慶年間に顕著な外官補任方針の政策的転換があったとは考えがたい(文人官僚と外官との関係については、別稿で述べたい)。

⑫ 対策を受験した外記が九世紀末以降見えなくなる現象(註⑧参照)、十世紀前葉に外官を経ない者が増えることなどと併せて、九世紀末から十世紀前葉にかけ、文章得業生の昇進ルートが定まると考えられる。

⑬ 瀧谷寿「十世紀における左右衛門府官人の研究」(『平安博物館研究紀要』四・五・『日本古代学論集』一九七一・一九七四・一九七九年)。

⑭ 刑部省の裁判機能は少なくとも十世紀中葉までは機能していたため(前田禎彦「撰関期裁判制度の形成過程——刑部省・検非違使・法家——」(『日本史研究』三三九、一九九〇年)、このような単純な継承関係を考えてよいか即断しがたいが、十世紀以降の検非違使の発展と無関係ではないと思われる)。

⑮ 九世紀では滋野貞主・春澄善繩・菅原是善の三名、十世紀では大江維時・藤原守義の二名が挙げられる。貞主・善繩・是善・維時は東宮学士・文章博士などを務めた著名な文人であり、人的関係や才力によって特別に昇進した例と思われる。藤原守義は受領の治国功を重ねて昇進を重ね、七十七歳に至って公卿に至った例外的な人物である。

⑯ 藤原守義(註⑮参照)など。  
⑰ 渤海客使もほぼ文人官僚に任官例が限られるが、臨時的な官職であるため、ルートには含まなかった。

⑱ 『江家次第』第四、除目のほか、野村忠夫「弁官についての覚え書——八世紀〜九世紀半ばの実態を中心に」(『九世紀後半の弁官について——「弁官」についての覚え書「補考」(『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年)、玉井力「平安時代における加階と官司の労」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年)など)。

①9 一例を挙げると、右大臣藤原内麻呂の子である藤原助は遊学者であり、出身から叙爵・国司任官までは少判事・大学助・藏人↓式部少丞↓叙爵↓遠江介と、文人官僚の昇進ルートを歩んだ。しかし、その後は藏人頭↓右少将↓右権中将↓右中将↓左兵衛督と、公卿子弟が多く経験する衛府の上級官人を経て昇進するルート(笹山晴生「左右近衛府上級官人の構成とその推移」『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年)へ転換した。

②0 後世の史料にみられる、貴姓への官職制限(『魚愚魯抄』巻四、顯官拳事)の淵源ではないかと思われる。

### 第三章 文人官僚の政治的位置

#### 第一節 議政官・非参議三位到達人物の推移

ここまでの考察で、九世紀以降、文人官僚が官人社会において一定の比重を占める存在となった理由については、明らかにできたかと思う。本章では、前章までの検討結果を踏まえ、改めて文人官僚の官人社会における、政治的な位置づけを試みたい。まずは、端的に朝廷での勢力を可視化すると考えられる、文人官僚のなかでも公卿層まで、具体的には参議以上あるいは非参議三位以上まで昇進した人物の、数的な検討から始めたい。

とはいえ、現存史料には、ある人物が実際に大学に在籍したにもかかわらず、そのことが明確に記されない場合がかなり見受けられ、文人官僚の人数を正確に把握することは難しい。そこで本稿では、前章で確認した文人官僚の昇進ルートの存在を、文人官僚か否かと判定する手掛かりとして利用する。文人官僚の官歴に一定の規則性があるということは、そのような官歴を持つ者は大学に在籍した可能性がある、ということをも意味しよう。もちろん、この昇進ルートは絶対的なものではないから、多少の官職が当てはまることをもって、その人物が文人官僚であると機械的に即断できるわけでは

②1 八世紀後葉の文人官僚である淡海三船の官歴を抜粋して示すと、式部少丞↓叙爵↓三河守↓文部(式部)少輔↓刑部大輔↓文章博士↓大判事↓大学頭↓刑部卿となる。

②2 例えば、公卿まで至った文人官僚のなかでも、菅野真道は右衛士少尉、右衛士大尉、左兵衛佐、左兵衛督、左衛士督など、多くの武官を歴任している。また、朝野鹿取(近衛将監、左衛士佐、左近衛少将)・和氣真綱(左少将、左近衛中将・百濟王勝義)左衛門大尉、左衛門佐、左衛門督)なども武官としての官歴を持つ。

表Ⅱ：桓武朝後期～醍醐朝までの参議・非参議数と文人官僚

	任参議・ 従三位年/年齢	人物	生年	出身年 /年齢	出身 区分	天皇		任参議・ 非参議 総数	文人官僚人数 = 概在位年数				
						文 人 官 僚 数	策						
観察使 観察使 観察使	延暦24 805/65	菅野真道	天平13 741	宝龟9 778/38	策	桓武	2	4	0.4				
	延暦24 805/54	秋篠安人	天平勝宝4 752	延暦3 784/33	不明								
	大同元 806/64	吉備泉	天平15 743	不明	不明	平城	3	7	0.75				
	大同4 809/51	紀広浜	天平宝字3 759	延暦14 795/37	不明								
	大同4 809/51	多入鹿	天平宝字3 759	延暦12 793/35	不明	嵯峨	4	14	0.29				
	弘仁7 816/32	藤原三守	延暦4 785	大同元 806/22	不明								
	弘仁8 817/67	多治比今麻呂	天平勝宝3 751	延暦13 794/44	不明								
	弘仁13 822/36	橘常主	延暦6 787	弘仁2 811/25	遊?								
	弘仁13 823/46	小野岑守	宝龟9 778	延暦22 803/26	文								
	天長2 825/50	南淵弘貞	宝龟7 776	大同元 806/31	文								
天長3 826/39	藤原愛発	延暦7 788	弘仁2 811/25	遊									
天長5 828/55	三原春上	宝龟5 774	大同4 809/36	文?	淳和					5	19	0.5	
天長5 828/43	藤原吉野	延暦5 786	弘仁4 813/28	遊									
天長8 831/36	藤原常嗣	延暦15 796	弘仁11 820/25	遊									
天長10 833/60	朝野鹿取	宝龟5 774	延暦25 805/32	文									
非参議 非参議	承和6 839/70	菅原清公	宝龟元 770	延暦17? 798/29	策	仁明	9	18	0.53				
	承和6 839/60	百済王勝義	宝龟11 780	大同元 806/27	文								
	承和7 840/42	正躬王	延暦18 799	天長8 831/33	文								
	承和7 840/58	和氣真綱	延暦2 783	延暦22 803/21	文								
	承和9 842/58	滋野貞主	延暦4 785	弘仁2 811/27	文								
	承和10 843/45	藤原助	延暦18 799	弘仁13 822/24	遊								
	承和14 847/46	小野篁	延暦21 802	天長2 825/24	文								
	嘉祥元 848/38	伴善男	弘仁2 811	承和8 841/31	遊?								
	仁寿元 851/42	藤原氏宗	弘仁元 810	天長9 832/23	遊?					文徳	2	4	0.25
	仁寿3 853/56	藤原貞守	延暦17 798	天長元 824/27	遊?								
計	貞観2 860/64	春澄善繩	延暦16 797	天長7 830/34	策	清和	6	18	0.34				
	貞観6 864/54	大江音人	弘仁2 811	承和13 846/36	策								
	貞観6 864/57	南淵年名	大同3 808	天長10 833/26	文								
	貞観11 869/62	藤原冬緒	大同3 808	承和10 843/36	遊?								
	貞観13 871/55	藤原家宗	弘仁8 817	承和10 843/27	文								
	貞観14 872/61	菅原是善	弘仁3 812	承和7 840/29	策								
	元慶3 879/60	忠貞王	弘仁11 820	貞観3 861/42	遊					陽成	1	6	0.14
	元慶8 884/48	橘広相	承和4 837	貞観8 866/30	策								
	寛平5 893/49	菅原道真	承和12 845	貞観13 871/27	策					宇多	1	11	0.1
							34	106					

凡例 (表Ⅲも同じ)

出身区分:「不明」…遊学者か紀伝道出身か判然としない人物 「遊」…遊学者 「文」…紀伝道出身者 「策」…対策受験者? が付く場合は、明確な史料がないがその可能性があることを指す

※1 平城天皇治世下の観察使なども含む

※2 概在位年数は次の通りである 桓武…5、平城…4、嵯峨…14、淳和…10、仁明…17、文徳…8、清和…18、陽成…7、光孝…35、宇多…10、醍醐…33、朱雀…15.5、村上…21、円融…15、一条…25、後一条…20、後冷泉…23

なお、「概在位年数÷文人官僚人数」の値は小数点3桁を四捨五入したものとなっている

※3・網掛けを施した人物は、大同の就学政策開始以前に官人として出身した人物を指す

ただし、三原春上は就学政策後に出身しているが、それ以前より大学で学んだ可能性が高いためこの範囲に含めた

※4・出身年はその人物が藏人・東宮坊・中宮職・皇后職以外の官職に着任した年月を記す

ただし、遣唐使など臨時の官職、大学在学中の国司任官は除外した

ない。しかし、その人物の行跡をも吟味すれば、官歴の存在は、文人官僚か否かを判断する基準として運用できると考える。

この方法を用い、対象となる参議・非参議三位以上の人物を検討したところ、大学に在籍したことを示す明確な史料が存在しない人物のうち、紀広浜・秋篠安人・多入鹿・多治比今麻呂・橘常主・三原春上・藤原氏宗・伴善男・藤原貞守・藤原冬緒・平惟範・藤原清貫・藤原扶幹・平伊望・源等の十五人は、文人官僚の可能性が高い人物と判断できた。<sup>②</sup>以下では、この人物たちも文人官僚に含め論じていく。

次に、桓武朝後期（八〇一年以降）から十一世紀前半の後冷泉朝まで、文人官僚で参議・非参議三位になった人物について、『公卿補任』より表にまとめた。また、ほぼ九世紀にあたる桓武朝後期から宇多朝までを表Ⅱ、十世紀にあたる醍醐朝から一条朝までを表Ⅲ<sup>①</sup>、十一世紀前半にあたる三条朝から後冷泉朝までを表Ⅲ<sup>②</sup>として区切っている。表中の「文人官僚人数・概在位年数」の項目は、その時の天皇治世下で参議・非参議三位以上に達した文人官僚の人数を、その概在位年数で除したものである。<sup>③</sup>この数値が高いほど、ある天皇の治世下において、文人官僚が多く高位に至ったと見ることができ。官人の昇進契機は個々に考えるべきではあるが、大まかな天皇治世ごとの特色を確認することはできよう。

最初に、第一章で述べた、強制就学政策との関わりから見えていく。表Ⅱの人物中、項目に網掛けを施した人物は、大同年間より前に官人として出身した人物である。大学での学習は官人出身前に行われるため、彼らは強制就学政策が取られる前に大学で学んだと判断できる。仁明朝前期までは、こうした人物が参議・非参議三位に達した文人官僚の大半を占める。特徴的なのはその氏族的構成で、当時門地が高いと見なされていた氏族はあまり含まれていない。紀広浜・小野岑守・藤原三守など、いわゆる名族出身の人物も散見するものの、ほぼ門地の高い出自の人物で占められる以降の世代とは、傾向が異なる。

この違いは、九世紀前葉より前の入学者が、主に中下級官人層の人物であったこと、そして強制就学政策が施行された

表Ⅲ：醍醐朝～後冷泉朝までの参議・非参議数と文人官僚

①醍醐朝～一条朝

任参議・ 従三位年/年齢	人物	生年	出身年 /年齢	出身 区分	天皇	文人 官僚数	任参議・ 非参議 総数	文人官僚人数 + 概在位年数
延喜2 902/48	平惟範	斉衡2 855	元慶3 879/25	遊?	醍醐	12	30	0.36
延喜2 902/58	紀長谷雄	承和12 845	元慶8 884/40	策				
延喜8 908/53	藤原菅根	斉衡3 856	寛平3 891/36	策				
延喜9 909/54	藤原道明	斉衡3 856	寛平7 895/40	文				
延喜10 910/44	藤原清貫	貞観9 867	仁和4 888/22	遊?				
延喜11 911/68	藤原興範	承和11 844	元慶元 877/34	文				
延喜13 913/53	橘澄清	貞観3 861	寛平8 896/36	文				
延喜17 917/71	三善清行	承和14 847	元慶8 884/38	策				
延喜21 921/47	藤原邦基	貞観17 875	寛平7 895/21	文				
延長元 923/60	藤原扶幹	貞観6 864	仁和元 885/22	遊?				
延長元 923/60	藤原当幹	貞観6 864	延喜元 901/38	文				
延長5 927/47	平伊望	元慶5 881	昌泰3 900/20	遊?	朱雀	4	17	0.26
承平4 934/66	紀淑光	貞観11 869	延喜2 902/34	文				
天慶2 939/52	藤原元方	仁和4 888	延喜13 913/26	策				
天慶4 941/65	源清平	元慶元 877	延喜5 905/29	文				
天慶4 941/50	藤原在衡	寛平4 892	延喜19 919/28	策				
天曆元 947/68	源等	元慶4 880	昌泰2 899/20	遊?	村上	5	20	0.24
天曆4 950/63	大江維時	仁和4 888	延長2 924/37	策				
天曆7 953/68	大江朝綱	仁和2 886	延長元 923/38	策				
天徳2 958/66	橘好古	寛平5 893	延喜19 919/27	文				
康保4 964/56	藤原文範	延喜9 909	天慶4 941/33	文	(冷泉)	0	3	
天禄元 970/47	源保光	延長2 924	天曆8 954/31	文	円融	4	21	0.27
天禄3 973/78	藤原守義	寛平8 896	延長6 928/33	文				
天元4 981/48	大江齐光	承平4 934	天徳2 958/25	策				
天元4 981/83	菅原文時	昌泰2 899	天慶6? 943/45	策	(花山)	0	1	
寛和2 986/64	高階成忠	延長元 923	不明	文	一条	7	37	0.28
正暦元 990/48	藤原在国	天慶6 943	天禄3 973/31	文?				
正暦3 992/49	平惟仲	天慶7 944	安和元 968/25	文				
正暦3 992/68	菅原輔正	延長3 925	天曆9 955/31	策				
正暦5 994/45	源扶義	天曆5 951	貞元2 977/27	文				
長徳2 996/53	藤原忠輔	天慶7 944	天禄元 970/37	策				
非参議 長保3 1001/56	平親信	天慶9 946	天禄3 972/27	文				
計						32	129	

②三条朝～後冷泉朝

任参議・ 従三位年/年齢	人物	生年	出身年 /年齢	出身	天皇	文人 官僚数	任参議・ 非参議 総数	文人官僚人数 + 概在位年数
寛仁4 1020/44	藤原広業	貞元2 977	長保元 999/23	策	(三条)	0	6	
非参議 長元7 1034/81	大中臣輔親	天曆8 954	永延2 988/35	策 文	後一条	2	19	0.1
					(後朱雀)	0	9	
非参議 寛徳2 1045/58	藤原資業	永延2 988	寛弘3 1006/19	策	後冷泉	2	24	0.09
康平2 1059/75	藤原隆佐	寛和元 985	寛弘4 1007/23	策 文				
計						4	58	

後、上級官人層（＝貴族層）の入学が実際に行われたことに起因するものと考えられる。大学に上級官人の子弟が本格的に参入する環境下では、元来昇進に有利な門地の高い文人官僚が、門地の低い文人官僚より昇進において優越するのは当然である。仁明朝後期からの公卿層に昇る文人官僚の階層変化は、就学政策の実効性を如実に示しているのである。この点は、仁明朝に起きた承和の変の評価にも重要と考えるが、それについては後述する。

また、昌泰年間までは遊学者出身と思われる公卿が現れるが、それ以降遊学者出身と思われる参議・非参議三位は一名も現れず、公卿層に至る文人官僚は紀伝道出身者のみに限定される。これは、強制就学政策の効力と、それに伴う就学の気風が失われたためと思われる。そもそも専門科目まで進まない遊学者は、大学の正式な課程外の人々であり、彼らの存在自体が就学政策による特殊な産物であった。確実に遊学者出身と分かる最後の公卿、忠貞王が官位を初めて得たのが天安二年（八五八）、遊学者出身の可能性がある最後の公卿、源等の出身が昌泰二年（八九九）であるから、就学の気風が続いた最下限はこの頃に求められるであろう。

また、それぞれの天皇治世下で参議・非参議三位となった文人官僚の人数は、醍醐朝の十二人が最多であり、仁明朝の九人、淳和朝・清和朝の六人と続く。だが、在位年数と人数との割合数値は、特例と思われる平城朝を除けば、<sup>④</sup>淳和朝や仁明朝、続いて清和朝や醍醐朝の数値が高く、この時期に文人官僚で高位に至る人物が多く出現していたと分かる。承和の変、昌泰の変などの政争を経ても、文人官僚の勢力は人数的には後退していない。

そして広く見ると、実は九・十世紀を通じて、それほど公卿層に至った文人官僚の人数は落ち込んでいない。在位期間が極端に短い光孝朝・冷泉朝・花山朝、特殊な人事が取られた平城朝・陽成朝・宇多朝を除く<sup>⑤</sup>と、一条朝前期頃まで、常に安定したペースで文人官僚は公卿層に至っているのである。確かに、時代が下るにつれ人数の減少が見られるのは事実だが、<sup>⑥</sup>変化は緩やかであり、根本的な変質ではない。推測に過ぎないが、このように見ると、就学政策が終焉した理由も、文人官僚の軽視、勢力の後退というようなものではなく、大学を経て任官するルートが官人出身の選択肢として浸透

したことにより、政策が不要化したためという可能性も考えられる。

ただし、一条朝後期、十一世紀に入ってからには、明らかに傾向が変わる。これ以降、公卿層に入る文人官僚の人数は急速に減少する。この変化は、ちょうど十一世紀前葉から中葉にかけて、撰関家との主従関係を築いた官人の一族が譜代化し、公卿に至る官人層が定まってくるとい<sup>⑦</sup>、官人社会の変化を反映したものと思われる。官人の諸階層が固定化するなかで、公卿に至る文人官僚の範囲も狭まっていったのではないだろうか。

## 第二節 政争における文人官僚の動向

前節での検討による限り、少なくとも九・十世紀の間、文人官僚の勢力は比較的安定しており、顕著な衰退は感じられない。このことから、「文人派」層の進出が九世紀特有の現象であり、貴族層と対立したという理解には疑問が生じる。そもそも、就学政策のターゲットが貴族層の子弟であり、文人官僚の育成が貴族層を包摂する形で行われたことから考えても、貴族層と「文人派」という分け方には問題があるとせざるを得ない。しかし、高位に至った文人官僚の数的な変動のみで、文人官僚の政治的性格を論じることはできない。彼らの政治的性格を評価するには、実際の政争における、文人官僚の具体的な政治的行動をも知る必要がある。九・十世紀における主要な政争のなかで、何らかの文人官僚の関与が認められるものとしては、平城太上天皇の変・承和の変・善愷訴訟事件・応天門の変・阿衡の紛議・昌泰の変・長徳の変の七つがある。本節では、これらの事件における文人官僚の動向を追うことで、その政治的性格について考えていきたい。

### ①承和の変

はじめに、文人官僚へ打撃を与えた事件として先行研究でも取り扱われている、承和の変について見ていく。弥永貞三・玉井力によれば、仁明朝前期までは文人勢力の進出が著しかったが、この政変で勢力に打撃を受け、結果的に官人の

貴族化が進展したという。<sup>⑧</sup>玉井は、文人官僚を門地の高い「文人的側面をもつ人」と門地の低い「文人」に區別し、変前後で「文人」の数が減少したことをその論拠として挙げてゐる。確かに前節でも見たように、淳和・仁明朝に高位に昇った文人官僚が多く出現したこと、仁明朝後期より高位に至る文人官僚の民族的構成が変化したことは認められる。しかし、この時期の文人官僚の多さは、福井俊彦も述べるように、嵯峨上皇の権威による安定した政権下で、嵯峨・淳和・仁明三代の近臣たちが併存した結果とすべきである。<sup>⑨</sup>また、玉井のいう「文人」が減つたのは、前述のごとく九世紀前葉の強制就学政策によるものと考えられる。さらに、承和九年（八四二）前後数年間は、ちようど強制就学政策以前からの文人官僚たちが寿命を迎える、いわば世代交代期でもあつた。<sup>⑩</sup>変後における門地の低い文人官僚の減少は、以上の条件下で起きたのであり、変による影響とは見なしがたい。

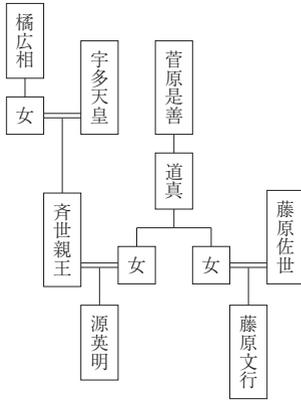
また、変によつて左遷された文人官僚としては、首謀者とされた橘逸勢以外に、藤原愛発・藤原吉野・春澄善繩・藤原栗作・大江音人などを確認できるが、<sup>⑪</sup>愛発・吉野は淳和天皇・恒貞親王との縁故によつて、<sup>⑫</sup>他三名は恒貞親王の東宮坊官人や侍臣・藏人が一斉に処断されたことによつて、<sup>⑬</sup>それぞれ罪を被つた。彼らの連坐は、恒貞親王派であつたがための処置であり、文人官僚の政治的行動や、貴族層との対立によるものとは考えられない。

## ②阿衡の紛議と昌泰の変

次に、阿衡の紛議と昌泰の変について検討する。阿衡の紛議において、「阿衡」の語を含む藤原基経への任関白詔書を作成した橘広相は文人官僚であり、紛議によつてその政治生命を絶たれることとなつた。また、昌泰の変では、菅原道真が謀反人として処断された。このことから、事件の背景に、文人官僚への排撃意図、あるいは広相や道真に対する他文人官僚の反目を想定する向きもあるが、果たしてそうであろうか。

まず紛議について見ていく。この事件の原因については諸説あるが、ここでは広相が天皇の寵臣かつ、自身の女と宇多

系図：橘広相・菅原道真・藤原佐世の姻戚関係



との間に齊世親王が産まれていた人物であることを確認しておきたい。そして、「阿衡」の語義に対して勘申が行われた際、阿衡に職掌なしとの勅文作成を主導し、<sup>14</sup> 広相と論戦を交わした藤原佐世は、広相と同じく文人官僚であった。二人は共に菅原是善の弟子として学んだ旧知の仲であったが、佐世は基経家の家司でもあり、その行動は基経の意図に沿ったものと考えられる。その後佐世は、基経が薨じ、天皇親政が本格的に開始した寛平三年(八九二)、突如陸奥守へ任じられ、醍醐天皇の即位後に恩を蒙るまで左遷された。<sup>16</sup> 宇多天皇による佐世への懲罰人事と思われる。

この紛議のさなか、菅原道真は藤原基経へ、広相への処罰を停めるよう諫言の書状を送っている。<sup>17</sup> 是善の子である道真は、当然広相や佐世と同門であり、一見この行動は同じ文人官僚に対する連帯意識から出たものとも取れる。しかし、道真と広相は共に宇多の腹心であり、広相の孫の齊世親王は道真の女と結婚していた。道真の行動は、広相と道真の政治的な連携から出たものとすべきであろう。<sup>18</sup> むしろ注目すべきは、道真が佐世へも自分の女を娶わせており、佐世の左遷を悲しむ漢詩まで残しているながら、彼の左遷にあたって何ら政治的行動を起こしていないことである。結局のところ、

この紛議における佐世・広相・道真らの行動は、文人官僚としての同門関係よりも、基経派か宇多派かという、自身の属する政治陣営によって決定された。この事件に文人官僚の排撃や内部対立などの要素はなく、彼らはただ自身の臣従する相手へ忠実に従ったに過ぎなかった。

続く昌泰の変についても同様である。この変の直接的な原因は、道真が、宇多天皇の寵愛や授権により公卿層の反感を買ったこと、宇多や源善を中心とする醍醐天皇への謀反計画に関与したことなどにあるとされる。<sup>19</sup> 道真の失脚は政治闘争での敗北によるものであり、彼が文人官僚であったがためではない。また、変が勃発したとき、道真配流との報を聞き及び内裏に向かった

宇多上皇を阻んだのは、文人官僚の紀長谷雄と藤原菅根であった。<sup>20</sup> 長谷雄・菅根は共に藤原時平・醍醐天皇と関係が深く、菅根は醍醐の侍読も務めていた。<sup>21</sup> その一方で、二人は共に道真門下の高弟でもあり、長谷雄は道真と親しく交友を結び、菅根も道真からは特に目を懸けられていた。<sup>22</sup> この政変においても、文人官僚は自身の学閥とは無関係に、あくまで自身に近い権力者に利する行動を取った。<sup>23</sup>

### ③善愷訴訟事件と応天門の変

続いて、伴善男が関与した二つの事件、善愷訴訟事件と応天門の変について検討する。前節で述べたように、善男は文人官僚の可能性が高い人物であり、これらもまた、文人官僚がその渦中にいた事件と考えられる。

善愷訴訟事件は、承和の変から四年後の承和十三年（八四六）、法隆寺僧善愷と登美直名、二人の間の訴訟処理をめぐる起きた弁官の責任問題であり、当時右少弁であった善男によって、同僚の弁官が一斉に解官せられた事件である。従来の研究ではあまり触れられないが、罷免せられた弁官のうち、正躬王・和氣真綱・伴成益<sup>24</sup>、そして善男が文人官僚であったことは、この事件にとって重要なように思われる。

前章でも述べたように、弁官は文人官僚が多く任官する官職であり、弁官として大弁に至り、そこから参議に進むことは、文人官僚が公卿入りするためにほぼ必須の要件であった。しかし、承和の変によって弁官が大きく入れ替わってからの事件までは、正躬王と真綱が長く参議大弁を務め、善男も右少弁に留まるなど、弁官人事は停滞していた。事実、事件によって弁官人事が刷新されたことで、善男は空席となった上席の弁官に滑り込み、数年で参議に達することとなる。

この事件は、善男が文人官僚の昇進ルートを強行するため、自身の先を行く同僚の弁官を追い落としたものと捉えることもできる。

事件の途中、文人官僚の小野篁は審理に関わるが、彼は弁官たちの罪が最も重くなる善男の意見を支持し、篁の具申を<sup>25</sup>

受けてなされた「諸儒（＝複数の有力な文人官僚）」の勘申も、それを追認した。<sup>26</sup> 審理に関わった文人官僚たちは、悉く善男の意向に同調したが、このような善男の権威の背景には、仁明天皇との強い信頼関係があった。また、正躬王と篁は、ほぼ同時期に紀伝道を学んだ同窓生であったが、篁が味方したのは、共に仁明天皇の近臣グループに属した善男の側であった。<sup>27</sup>

しかし、権勢を振るった善男も、応天門の変においては首謀者として配流された。変の背景には善男と藤原良相との結びつき、そして源信との対立があり、信排斥の失敗により、善男は罪を着せられたのである。このとき連坐となった文人官僚には紀夏井がいたが、彼の異母弟豊城は善男の従類であり、夏井に累が及んだのは、単に善男に近しい人物を一掃するために過ぎなかったと考えられる。この変に際して、その他の文人官僚が善男や夏井への行動を起こすことは、全くなかった。

#### ④平城太上天皇の変

次に、文人官僚が中心となったわけではないが、事件への関与が確認できる、平城太上天皇の変について見ていきたい。福井俊彦や西本昌弘によれば、変の前夜、多くの官人が嵯峨派と平城派に分かれ行動していたという。<sup>28</sup> 明確な嵯峨派の文人官僚としては、秋篠安人・藤原三守・小野岑守・林娑婆らを、対する平城派としては、菅野真道・朝原道永・賀陽豊年・多入鹿らを挙げることができる。福井・西本の考察に従い、変での彼らの動きを確認すると、嵯峨派の安人・三守・岑守は変の勃発直前に要職へ任せられ、平城派官人の機先を制したが、娑婆は全く動かなかった。平城派では、入鹿が積極的に活動したものの、変の直前に解官、左遷されている。真道と豊年は変勃発時には平城・嵯峨方のどちらにも与せず罪を免れたが、変後に職を辞し、政界からは引退を余儀なくされた。朝原道永は延暦六年（七八七）以降史料に見えず、変までには死亡していた可能性が高い。これらを要するに、変に直面した文人官僚たちの行動に、統制や派閥的行動は存

在しなかったものと思われる。恐らくは、個々人が自身と平城・嵯峨二人との距離に従い、行動したと考えられる。<sup>30)</sup>

### ⑤長徳の変

最後に、他とはやや時代が離れるが、長徳の変についても確認したい。変の処罰者のうち、文人官僚の高階信順と弓削（大江）以言が文人官僚であった。信順は変の首謀者とされた藤原伊周の叔父であり、以言は伊周の「方人」であったと伝えられるため、<sup>31)</sup>連坐は伊周との血縁関係や主従関係によるものと推測される。信順は、伊周の政敵であった藤原道長家司の文人官僚、平惟仲と同門であるほか、兄弟姉妹を通じて大江為基・挙周など、道長に臣従する文人官僚一族の大江氏と、密接な姻戚関係を築いていた。<sup>32)</sup>以言も、大江氏の庶流に生まれた著名な文人であり、多くの文人官僚と盛んに交流していた。しかしこのときも、他の文人官僚は二人の処分は一切干渉しなかった。<sup>33)</sup>

以上、政争における文人官僚の動向を逐一検討してきた。その結果、文人官僚の政治的行動は、常に個別・分散的であり、党派性や連帯意識は感じられないことが確認できた。さらに、一見文人官僚の排斥が行われた、あるいは貴族層と対立したように思える事件も、実のところそうした痕跡は一切ないことが分かった。彼らは自身の属する政治陣営に従って行動し、政争への関与もその延長でしかなされていない。突き詰めれば彼らの行動は、天皇や貴族層など、政治陣営の頂点に立つ権力者との人的関係で決まるのであり、その点で一般の官人と何ら異ならない。むしろ、文人官僚は、貴族的な人物にきわめて親和的・追従的とさえいえよう。つまり、九・十世紀において、彼らは「文人派」と呼ばれるような内実を備えておらず、文人官僚における貴族層との対立状況と、それによる政治的敗北は、全く見いだせないのである。

## 第三節 九世紀の大学における学閥

続いて、はじめにでも前述した、佐藤宗諱のいう、九世紀後葉における文人官僚の変質という点について検討する。前述したように、この理解は、九世紀後葉の菅原氏とその弟子の派閥と、それ以外の文人の派閥との対立を、文人官僚の変質と結びつけることで導き出されたものである。しかし、私見では、学閥対立の原因と文人官僚の変質とは別問題であり、同列に論じるべきではないと考える。以下では、紀伝道の試験制度を手がかりに、そのことを述べていきたい。

これまでも述べてきたが、遊学者などを除き、学生は試験に及第し科目生になるという過程を経て、官人として出身した。そのため、試験の受験資格を得ることと、試験に及第することの二つは、学生にとっての最重要事項であった。

紀伝道において、文章生の選抜試験や文章得業生の試験を学生が受験するためには、試験に先立って文章博士が記す挙状にその名を載せる必要があった。<sup>44</sup> 挙状とは、学生が受験に足るだけの学力があると博士が認めたことを示す文書であり、太政官に送られることで試験の受験が認められた。<sup>45</sup> いわば受験資格証明書であり、学生が受験資格を得るには、文章博士の認可が必要であったといえる。

文章博士の定員は当初一人であったが、承和元年(八三四)に二人に増員されて以降は、二人の博士の合意によって受験者を決めたと思われる。しかし、大学では他科目の聴講や私的な師事は自由であったが、正式に入学した学生は、公的な師弟関係を一人の博士と結ばねばならなかった。<sup>47</sup> つまり、学生と一人の文章博士との間には強制的に縁故が結ばれ、その博士の学閥に所属したのである。受験者を決定する際、二人の博士は自身の弟子を優先的に受験者に選んだであろうし、受験者枠をめぐって二人の博士が競合することや、博士間の力関係によって受験者が決定することも多かったと考えられる。また、後述するが、十世紀初頭までは、実際のところ文章博士が一人しか在任しない時期もあり、その場合、全ての受験者は博士一人の手で決定された。

表Ⅳ：9世紀後葉の式部輔・文章博士人事

## 式部大輔

## 式部少輔

人物	在任期間	師弟関係	人物	在任期間	師弟関係
菅原是善	貞観12 (870) ~ 元慶元 (877)	菅家	高向公輔	貞観9 (867) ~ 元慶元 (877) ?	—
橘広相	元慶元 (877) ~ 元慶5 (881)	是善弟子	菅原道真	元慶元 (877) ~ 仁和2 (886)	菅家
藤原春景	元慶5 (881) ~ 仁和元 (885) 以降	菅家弟子?	藤原佐世	仁和2 (886) ~ 仁和4 (888) 以降	道真弟子
平惟範	寛平2 (890) ~ 寛平5 (893)	不明	菅原道真	寛平3 (891) ~ 寛平5 (893)	菅家
菅原道真	寛平5 (893) ~ 寛平8 (896)	菅家	紀長谷雄	寛平5 (893) ~ 寛平9 (897) ?	道真弟子
紀長谷雄	寛平9 (897) ? ~ 昌泰3 (900)	道真弟子	藤原菅根	寛平9 (897) ~ 延喜元 (901)	道真弟子
	延喜元 (901) ~ 延喜2 (902) まで不明		藤原清貫	昌泰3 (900) ~ 延喜2 (902) 権少輔	不明

## 文章博士

人物	在任期間	師弟関係	人物	在任期間	師弟関係
菅原是善	承和12 (845) ~ 貞観9 (867)	菅家	仁寿元年 (851) 以降不在		
巨勢文雄	貞観9 (867) ~ 元慶元 (877)	大江音人弟子 (清公孫弟子)	都良香	貞観17 (875) ~ 元慶3 (879)	不明
菅原道真	元慶元 (877) ~ 仁和2 (886)	菅家	橘広相	元慶8 (884) ~ 仁和4 (888)	是善弟子
菅野惟肖	仁和3 (887) ~ 仁和4 (888)	是善弟子	不在		
安倍興行	仁和4 (888) ~ 寛平3 (891) ?	是善弟子			
紀長谷雄	寛平3 (891) ~ 昌泰3 (900)	道真弟子	藤原菅根	昌泰2 (899) ~ 昌泰3 (900)	道真弟子
延喜2 (902) まで不在			三善清行	昌泰3 (900) ~ 延喜10 (910)	文雄弟子

- ※1 在任年数・人物は明らかなもののみを記し、その年数は『公卿補任』、笠井純一編『八省補任』（八木書店、2010年）、滝川幸司『菅原道真論』（塙書房、2014年）第2編の諸論考を参考に作成した
- ※2 藤原春景の明確な師弟関係は不明だが、彼は清公が文章博士時に遊学経験のある文人官僚藤原氏宗の子であり、菅家の学閥と良好な関係であったことが予想される
- ※3 菅家・菅家閥と思われる人物項目には網掛けを施した

一方、試験の及落判定は、延喜十三年(九一三)までは式部省官によって、それ以後は博士や式部輔を含む数人の有力な文人によって、話し合われ決められた。延喜十三年(九一三)以前の及落判定方式において、判定の決議を主導したのは式部輔であった可能性が高く、試験に合格するには、式部輔に認められることが重要であった。

前章で述べたように、九世紀より式部輔にはほぼ文人官僚が任官していた。これは、専門知識を持つ人物が試験の判定に必要であったためと推測されるが、このことよって及落判定の場にも師弟関係の論理が持ち込まれることとなった。式部輔と同門の学生は、及落判定において有利であったと考えられる。延喜十三年(九一三)に及落判定方式を改定したのは、判定に関わる文人を増やすことで公平性を保つ意図があったものと推測されるが、判定の場に加わる文人官僚が、大学での師弟関係の影響下にあるのを変えられない以上、状況の根本的な是正はできなかったのではないだろうか。

このように、紀伝道の試験制度は、文章博士や式部輔による強い裁量権を元来の特徴としていた。ましてや式部輔へ文章博士が兼任するか、かつて文章博士であった人物が任官した場合、試験の受験と及落判定両方へ強力に介入できた。師弟関係による文章博士・式部輔らと学生との縁故は、試験の受験・及第に大きな影響を及ぼしたのであり、それこそが学閥が大学内で力をふるう素地になったと考えられる。

具体的に、式部輔と文章博士への任官状況から、九世紀の大学における菅原氏学閥の勢力を見てみたい。菅原氏では、まず清公が、弘仁十年(八二〇)・十一年(八二二)、天長二年(八二五)から死没する承和九年(八四二)まで文章博士に在任し、しかも文章博士の定員が一名であった承和元年(八三四)までと、定員増員後の承和三年(八三六)以後は一人で博士を務めた。<sup>④</sup> その子は善は、承和十二年(八四五)から貞観九年(八六七)まで文章博士の座にあり、彼もまた仁寿元年(八五二)以降は一人で博士を務めた。<sup>⑤</sup> 是善の子道真も元慶元年(八七七)から仁和元年(八八五)まで文章博士の座にあり、元慶三年(八七九)から元慶八年(八八四)まで博士は彼のみであった。<sup>⑥</sup>

清公・是善・道真は、九世紀を通じて長く文章博士に在任し、試験に関わり続けた。加えて、三人に教えを受けた人材

は多く文章博士や式部輔になっており、特に九世紀後葉には、一門でポストをほぼ独占するに至った(表Ⅳ)。さらに、三人は自身が式部輔に任官、あるいは博士と式部輔を兼官することさえあり、九世紀の大半、菅原氏は試験人事を強力に支配していたといえよう。彼らの大学における勢力は紛れもなく他を圧倒しており、九世紀後葉の学閥対立は、こうした菅原氏への権力集中に対する反発が主な要因であったと考えられる。

だが、試験制度のこうした問題は、制度の規定に由来する本質的なものである。九世紀後葉に菅原氏が大学人事をほぼ掌握するに至ったのも、こうした制度が正しく運用され、かつ彼らが九世紀初頭よりそれを利用して、勢力を伸張してきた積み重ねによるものである。そして紙幅の都合上詳述は控えるが、十世紀の大江氏の台頭もまた、大江氏の朝綱・維時とその一門による文章博士・式部輔の独占が大きな要因であり、九・十世紀を通じ、基本的にこの構造に変化はなかったと考えられる。見方を変えれば、学閥対立とは、大学の試験制度が遵守されており、かつ文人官僚が官人社会へ広範に定着していたために起きた現象と捉えることができる。少なくとも、文人官僚の政治からの逃避や墮落といった文脈で論じられるべきではないのである。

ただし、前節で検討したように、こうした関係が、官人社会での政争に対し何ら機能していないということには、注意しなければならない。師弟関係や学閥の論理は、大学という一種の閉鎖社会でのみ有効なのであり、官人社会で通用するのは、官司内秩序や権力者との人的関係といった、別の論理であった。そこに学閥の限界があり、政治的存在としての文人官僚の限界もあつたといえるのではないだろうか。

以上、本章では、文人官僚の政治的位置について検討を試みた。そして、九・十世紀において文人官僚勢力は衰退せず存在し続けること、文人官僚が貴族層と対立した形跡はなく、党派的行動を取ったこともないこと、九世紀後葉の学閥対立を文人の変質という文脈で捉えるべきでないことなどを指摘した。

① 例えば、国史に記される薨卒伝は、官人の在学経験を知る最も基本的な史料となるが、現存する『日本後紀』から『日本三代実録』までの国史は逸失・抄出巻が多く、多くの人物の薨卒伝も逸失・短縮されてしまっている。また、『公卿補任』なども、紀伝道出身者の在学経験についていくつか疎漏がある他、遊学者の在学経験については一切採録していない。『尊卑分脈』などの系図史料も、人物に施された註記は概ね信頼できるといわれているが(土田直鎮「古代の下野国——下野守補考——」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年)など)、いくつかの誤りが存在することに加え、系譜ごとで記述の疎密が大幅に異なることもあり、そのみで文人官僚が否かを判断するのは、なお危険が伴う。

② 十五人を文人官僚として判定した根拠は、以下の通りである。

・紀広浜：広浜の叙爵までの官歴は、少判事↓式部大丞↓勘解由判官↓叙爵↓肥後守と文人官僚の昇進ルートに沿っており、その後も右中弁・右大弁・大学頭を歴任している。右兵衛督に一時任命されているが、これは平城太上天皇の変に伴う特例と思われる。彼は弘仁の日本紀講にも参加した学識人であった(『日本後紀』弘仁三年(八一二)六月戊子条)。

・秋篠安人：桓武朝から嵯峨朝にかけて、三人の天皇に近臣として仕えた。初期の官歴は、少外記↓少内記↓大内記↓外従五位下↓大外記↓従五位下と、叙爵まで外記・内記、叙爵後に大判事・弁官・勘解由長官などを務めている。また、弘仁格式の編纂にも携わっている。一方で右兵衛佐・中衛中将・近衛少将・衛士督・兵衛督といった衛府官人も歴任しているが、これは菅野真直らと同様の例(第二章註②参照)と思われる。

・多人鹿：平城天皇の近臣。官歴の初期に少外記↓式部少丞↓叙爵という官歴を辿っている。平城朝前期にかけては近衛将監から少将など

の近衛府官人も務めたが、平城朝後期に右少弁や民部少輔などに任官されている。

・多治比今麻呂：桓武朝から嵯峨朝にかけて活動し、大伴親王(淳和天皇)の春宮大夫でもあった。大判事↓式部少丞↓叙爵↓肥後守↓式部権少輔↓勘解由判官↓右少弁↓右中弁↓民部大輔↓式部大輔↓参議と、文人官僚の昇進ルートを取っている。さらに、天長元年(八二四)の大学皆入学令(第一章註⑩)に先立つ奏言をした人物でもある。・橘常主：一時近衛少将を務めたこともあるが、大学少丞↓式部少丞↓(蔵人↓)式部大丞↓叙爵↓権左少弁↓蔵人頭↓左中弁↓式部大輔↓参議↓彈正大弼と、ほぼ文人官僚の昇進ルートに沿った官歴を辿っている。彼は叙爵後の国司赴任を、嵯峨天皇の近臣であったため免れている。

・三原春上：嵯峨朝から仁明朝にかけて活動し、淳和天皇の蔵人頭を務めている。官歴については、彈正大忠↓民部大丞↓式部大丞↓蔵人↓叙爵↓伊賀守↓右少弁↓蔵人頭↓彈正少弼↓彈正大弼↓参議↓右大弁↓式部大輔↓彈正大弼と、文人官僚の昇進ルートを取っている。

・藤原氏宗：氏宗は公卿である葛野麻呂を父に持ったため、公卿子弟の歩む昇進ルートと入り混じる変則的な官歴を辿っているが、蔵人↓式部大丞↓叙爵↓式部少輔↓右少弁↓陸奥守↓式部少輔↓右中弁↓右大弁↓参議↓左大弁と、文人官僚の昇進ルートを進んでいることが見て取れる。その他、承和九年(八四二)に渤海使が来朝した際には宴席を共にしており(『続日本後紀』承和九年(八四二)四月己巳条)、高い学識が窺える。

・伴善男：善男は若い頃校書殿に侍奉し、仁明天皇の寵愛を得た。その後大内記↓蔵人↓式部大丞↓叙爵↓右少弁↓蔵人頭↓右中弁↓参議↓右大弁↓式部大輔↓民部卿と、文人官僚の昇進ルートを歴任している。善男は卓抜な政務能力を持ち、『日本三代実録』貞観八年(八六

六) 九月二十二日条)、また善男の頃まで弁官における大伴(伴)氏の特任な任官状況を見出しうるため(野村、第二章註⑧前掲論文)、やや特例の感はあるが、大内記や式部大輔などに任官していることから、大学で学んだ可能性は高い。彼は仁明天皇との人的関係により、叙爵後の国司赴任を免れている。

・藤原貞守：淳和朝から文徳朝にかけて活動し、淳和天皇の藏人、文徳天皇の藏人頭でもあった。薨卒伝に「器宇凝峻、頗有學涉」と記された(『日本三代実録』貞観元年(八五九)五月朔日条 博学の人物であり、大学少允→大学大允→皇太后宮(橘嘉智子)少進→藏人→叙爵→右少弁→式部少輔と文人官僚の昇進ルートを取っている。一時承和の変で左遷されるが、その後は式部少輔から弁官→参議→式部大輔というルートに返り咲いている。彼もまた、恐らく淳和や橘嘉智子との縁によってか、国司赴任を免れている。

・藤原冬緒：仁明朝から光孝朝にかけて活動し、仁明天皇の藏人を務めた。外官を多く務めたことよって著名な人物だが、勘解由判官→式部少丞→式部大丞→藏人→叙爵→右少弁→伊勢守→弁官→弾正大弼→勘解由長官→参議→民部卿→彈正尹と、文人官僚の昇進ルートも進んでいる。彼は、清和天皇への『御注孝経』講義(『日本三代実録』貞観二年(八六〇)二月十日条、『史記』講義(貞観十七年(八七五)四月二十八日条)で文章博士らと共に講義へ列席するなど、文章博士と同等の学識を持つ人物として遇されていた。冬緒が大学を経た可能性については、早くに佐藤ら、はじめに註⑥前掲論文でも言及されている。

・平惟範：惟範は通常の大学出身者とは異なり、二世平氏として従五位下を勅授され出身し、外官に赴任した形跡もない。しかし、任参議の前に民部大輔・弾正大弼・式部大輔、中納言となつてから民部卿を経験した点などから、大学で学んだ可能性が高い。

・藤原清貴：光孝朝から醍醐朝にかけて活動し、宇多の藏人を務めた。中途に右衛門権佐(檢非違使か)などをはさみながらも、中判事→藏人→式部少丞→叙爵→美濃介→式部権少輔→弁官→藏人頭→参議→大弁→式部大輔と、文人官僚の昇進ルートを進んでいる。また、『延喜式』編纂にも関わっている(『延喜式』序)。

・藤原扶幹：扶幹は民部少輔→弁官→勘解由長官を務めている。さらに、菅原道真の門徒として「顕名」であったと記されており(『北野天神御伝』)、大学出身者の可能性が高い。

・平伊望：伊望は近衛少将などにも任官されているが、任参議前に左衛門佐(檢非違使)勘解由長官→式部権大輔に、任参議後に式部大輔→民部卿などになっている。さらに彼は大藏善行の高弟であり(『雑言奉和』紀長谷雄、「秋日陪左丞相南水石之亭、祝藏外吏大夫七旬之秋、一首并序应教」、文人官僚の可能性が高い)。

・源等：宇多朝から村上朝にかけて活躍し、治国功による昇叙を重ね公卿に至つた。弁官→弾正大弼→勘解由長官を務めており、文人官僚である可能性が高い。

藤原扶幹・平伊望などの人物は、私塾的な機関(桃裕行「上代に於ける私学」(桃、はじめに註⑧前掲書)で学習したに過ぎず、大学に在籍していないという可能性も考えられる。しかし、私塾での学習のみが確認できる人物と彼らとの間には官歴に明確な差が認められ、その可能性は低いと思われる。扶幹らは、私塾で学びつつ大学にも在籍したと考えればよいのではないだろうか。

なお、この他にも文人官僚の可能性が残る人物が幾人が存在するが、現時点では判断しがたいため、本稿では除外した。

③ こうした方法は、林、はじめに註③前掲論文でも取られている。しかし林は、貞観期の文人官僚の多さに言及するのみである。

④ 平城朝では、三人の文人官僚出身公卿が短期間のうちに観察使へ補

任されている。彼らはいずれも平城天皇の側近であり(福井俊彦「葉子の乱と官人」(『早稲田大学大学院文学研究紀要』二四、一九七八年)、天皇の意志を強く反映した特殊な人事と考えられる。

⑤ 陽成天皇は藤原基経ら主要な公卿層と対立し、「庸猥群小」の近臣たちを侍奉させていたと記される(『日本三代実録』元慶七年(八八三)十一月十六日条)。宇多天皇は源氏や良吏を多く公卿に抜擢し、公卿構成の刷新を図った(所功「寛平の治」の再検討——寛平前後の公卿人事を中心として——(『菅原道真の実像』臨川書店、二〇〇二年)。なお、確言はできないが、文徳朝において、公卿層に至る文人官僚の人数が前後の天皇治世下と比べやや少ないのは、在位年数の短さに加え、「屢聞補替遷除之事」という(『文徳天皇実録』天安二年(八五八)九月甲子条)、文徳天皇の人事への積極的な意向を反映しているかもしれない。

⑥ また、表Ⅱでは参議・非参議三位数の総計が一〇六人、うち三十五人(約三分の一)が文人官僚であるのに対し、表Ⅲ①では総計一二九人中三十二人(約四分の一)となり、公卿総数に占める文人官僚の割合も減少している。

⑦ 玉井力「院政」支配と貴族官人層(玉井、第二章註⑯前掲書)。

⑧ 弥永 a、はじめに註①前掲論文、玉井、はじめに註①前掲論文。

⑨ 福井、はじめに註②前掲論文、「淳和朝の官人」(『早稲田高等学院年誌』一一、一九六六年)。

⑩ 玉井が「文人」に区分した人物のうち、公卿層に至った文人官僚だけでなく、菅原清公が承和九年(八四二)十月、朝野鹿取が承和十年(八四三)六月、三原春上が承和十一年(八四四)十一月に卒している。享年は清公が七十三歳・鹿取が七十歳・春上が七十二歳であり、寿命によるものと見られる。

⑪ 愛発・吉野・善繩・音人は本章第一節を参照。粟作は領渤海客使に

なっており(『続日本後紀』承和九年(八四二)四月丙子条)、文人官僚の可能性が高い。なお、明経道出身者の善道真貞も左遷されている。

⑫ 速藤、はじめに註②前掲論文。

⑬ 吉江崇「成立期の藏人所と殿上侍臣」(『日本古代官廷社会の儀礼と天皇』塙書房、二〇一八年)。

⑭ 長谷山彰「阿衡の紛議における諸家の法解釈——事件の政治的経過及び菅原道真の法解釈をめぐって——」(『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年)。

⑮ 『江談抄』第一——三四「藤氏献策始事」。

⑯ 湖原智幸「仁和三年以後の東北官人補任」(『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年)。なお、この勘文作成には、佐世以外に三善清行・紀長谷雄も加わっている。宇多天皇が佐世を中心人物と捉えていたため、二人は佐世のような露骨な懲罰人事を蒙らなかつた。ただし、清行は醍醐朝まで昇進が停滞した一方、長谷雄は順調に昇進した。これは、長谷雄が宇多に「博」涉経典、共大器也。莫禪昇進、新君慎之(『寛平御遺詔』)とまで評された人物である一方、清行は宇多にそれほど接近せず、時平や醍醐天皇と関係を深めたという、二人の属した政治陣営の違いによるものと思われる。ただし、長谷雄は昌泰の変では宇多上皇・道真に反する行動を取つたように、醍醐天皇や時平とも良好な関係を築いており、宇多側一辺倒の人物ではなかつたらしい(しかも変後も宇多上皇との関係を保っている)。

⑰ 『政事要略』卷三十、菅原道真「奉昭宣公書」。

⑱ 後藤昭雄「菅原道真の家系をめぐっての断章(二)」(『平安朝文人志』吉川弘文館、一九九三年)。

⑲ 日崎徳衛「菅原道真の謎」(『王朝のみやび』吉川弘文館、一九七八年)、吉川真司「平安京」(『日本の時代史五』平安京)吉川弘文館、二〇〇二年)。

- ⑳ 『扶桑略記』延喜元年(九〇二)正月二十五日条、『古今和歌集目録』藤原菅根。
- ㉑ 『菅家文章』巻九「請・特授・從五位上大内記正六位上藤原朝臣菅根状」。
- ㉒ 『本朝文粹』巻八、紀長谷雄「延喜以降降序」、註②奏状。長谷雄と道真の交流は道真の配流後も続いた。
- ㉓ 変後ではあるが、道真と学問上の対立関係にあった三善清行は、時平へ道真門弟の連坐に反対する書状を送っている(『本朝文粹』巻第七、三善清行「奉・左丞相・書」)。しかしこの書状で清行は、菅原氏一門の門弟は諸司の半数を超えるため、連坐を行えば政務が立ち行かないという理由を述べている。本章第三節で述べるように、九世紀後葉の菅原氏一門の圧倒的勢力に鑑みれば、この記述は事実である可能性が高い。清行は現実的な観点から連坐に反対したのであり、文人官僚の同族意識や連帯によるものではなかったと考えられる。
- ㉔ 正躬王・和氣真綱は本章第一節、伴成益は『文徳天皇実録』仁寿二年(八五二)二月丁未条をそれぞれ参照。
- ㉕ 渡辺直彦「法隆寺僧善愷訴訟事件の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』吉川弘文館、一九七八年)。なお、渡辺も指摘するように、篁もこの事件の後急速に昇進し、公卿入りを果たしている。
- ㉖ 早川庄八「承和十三年弁官罷免事件の審理経過についての覚え書き」(『名古屋大学文学部研究論集』一〇四、一九八八年)。
- ㉗ 鷲森浩幸「仁明天皇の三人の女御と皇位継承」(『天皇と貴族の古代政治史』塙書房、二〇一八年)。
- ㉘ 『日本三代実録』貞観八年(八六六)九月二十二日条。夏井は仁明・文徳の両天皇に寵愛され、文徳朝では要職の内官を務め順調に昇進した。しかし、清和朝に入ってから外官に留まり、昇進も滞っている。夏井と清和天皇との関係は、不仲とはいえないにせよ親密では

なく、そのため連坐も特に問題とはならなかったと考えられる。

- ㉙ 福井、註④前掲論文、西本昌弘「葉子の変とその背景」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)。
- ㉚ 明確に派閥に属したわけではないが、嵯峨に近しい官人と思われる多治比今麻呂なども、行動した形跡はない。
- ㉛ 『江談抄』巻五、「粟田障子坤元録詩撰者事」。
- ㉜ 角田文衛「高階氏の悲劇 一〜二」(『伝統と現代』二一〜二二、一九六九年)。
- ㉝ しかも以言は、伊周が帰京・復位し、道長との対立関係が解消されると、大江に姓を戻し道長にも臣従する(告井、第二章註⑧前掲論文)。
- ㉞ 『延喜式』式部下、試貢人条。また、『類聚符宣抄』第九、『朝野群載』巻十三などには、九世紀から十一世紀までの挙状が所収される(ただし残るのは文章得業生の試験にあたって出されたもののみ)が、現存史料から確認できる挙状は全て、文章博士二人によって作成され、太政官へ送られている。
- ㉟ 学令11通2経条、考課令75貢人条など。紀伝道の試験制度は平安時代に入って新たに成立したものであり、令制とは異なるが、挙状の制度に関しては引き継がれたとみてよい。
- ㊱ 『類聚三代格』承和元年(八三四)三月八日太政官符。
- ㊲ 桃、はじめに註⑧前掲書、早川庄八「奈良時代前期の大学と律令学」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年)。
- ㊳ 古藤、はじめに註⑧前掲論文。
- ㊴ 佐藤全敏「古代日本の四等官制」(『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年)。また、九世紀前葉から、式部卿は親王任官の職となり、専門的知識を備えた人物は任官しなくなった。
- ㊵ また、文章博士による文章得業生補任の専権性も注目される。文章

得業生は博士の奏状により補任されるが(『類聚符宣抄』巻九、『朝野群載』巻十三、『本朝文粹』巻七、『菅家文章』巻十などに実例が残る)、この奏状は文章博士一人の意志で作成することができた。

④ 滝川幸司「菅原清公伝考」(『菅原道真論』塙書房、二〇一四年)。

④② 滝川幸司「菅原是善伝考」(滝川、註④前掲書)。是善の長い文章博士在任が不満を招いた可能性については、今正秀「撰閣政治と菅原道

真」(吉川弘文館、二〇二三年)も言及する。

④③ 滝川幸司「橘広相考(四)」(『奈良大学紀要』四二、二〇一四年)。

④④ 清公は弘仁五年(八一四)〜弘仁二十一年(八二〇)まで式部少輔、

是善は貞観二年(八七〇)〜貞観十八年(八七六)まで式部大輔、

道真は元慶元年(八七七)〜仁和二年(八八六)まで、寛平五年(八九三)に式部大輔であった。

## おわりに

章ごとの論旨を要約し、本稿の結論を述べる。

①九世紀前葉、天皇たちの意志による大学への強制就学政策が行われ、中下級官人層の子弟を主体としていた大学に上級官人層(＝貴族層)の子弟が加わり、文人官僚の数が急速に増加した(第一章)。

②文人官僚数の増大を受け、天長から承和年間にかけて文人官僚の昇進ルートが定着した(第二章)。

③九・十世紀を通じて文人官僚の顕著な衰退は見られない。また、貴族層と対立した形跡もなく、あくまで個々の権力闘争に敗北したに過ぎない。九世紀後葉の学閥対立も、文人の変質と同列に論じるべきではない(第三章)。

文人官僚は、学生の間は大学、出身以後は一般の官人社会という、二つの異なる閉鎖社会に所属する。彼らは自身の学識に起因する昇進ルートを持ち、学問によって権力者との人格的関係を構築しやすいといった特色を持つ。だが、彼らの政治的スタンスは、一般的な官人と全く変わらない。九世紀の一時期にかけ、現実主義・人材主義的な、いわゆる「良吏」政治の基調が存在し、文人官僚がその政策基調の影響下で産み出されたことは、筆者も認めた<sup>①</sup>。しかし、彼らは、むしろ天皇や貴族層といった権力者と近い存在であり、当時の大学も貴族層を取り込む形で整備されたのであった。それゆえ彼らは、「良吏」政治の終焉を超えて生き残ったのである。

本稿の結論は以上であるが、本稿で述べた文人官僚の性質は、あくまで十世紀頃までのものである。最後に、十一世紀の文人官僚について、見通しも含め若干述べておきたい。十一世紀前葉には、権門の影響力が官人社会において飛躍的に増大し、文人官僚たちもそれと無縁ではいられなくなる。試験人事においては権門の意向が最重要視され、彼らとの人的関係が学閥など旧来の縁故を凌駕する。また、すでに第三章第一節でも触れたが、高位に至る文人官僚の数は著しく減少し、十一世紀を通じて昇進ルートの固定化が進んでいく。これらの変化は高位に至る人物のみならず、文人官僚全体に波及していく。権門との関係を結ばなかった人々が大学から淘汰されていくものこの頃であり、文人官僚の属する大学と官人社会は、十一世紀前・中葉頃に権門を軸とした解体と再編成がなされると予想される。

一方、こうした変化に直面した文人官僚たちも、ただ時代に翻弄されるばかりではなく、自身の生き残りをかけて、さまざまな方策を用いた。その方策とはいかなるものであり、彼らの明暗はどのように分かれていったのか。そして再編成された大学や官人社会が、いかにのちの時代へ繋がっていくのか。記すべきことは多いが、すでに紙幅も尽きたため、これらについては別稿で述べたいと思う。

① 佐藤、はじめに註⑥前掲書、春名、はじめに註③前掲書。

九年。

② 拙稿「平安時代紀伝道試の再検討」〔『古代文化』七〇—四、二〇一

〈付記〉本稿は、公益財団高梨学術奨励基金令和二年度若手研究助成による成果の一部である。

Scholar Bureaucrats (*Bunjin kanryō*) in 9<sup>th</sup> and 10<sup>th</sup>-century Japan:  
A Reconsideration of the Scholars' Faction (*Bunjin ha*)

by

SUZUKI So

During the Heian period many who served the court as bureaucrats had received an education at the Daigaku, the official academy in the capital. The prevailing scholarly consensus has explained that these officials were men of talent produced by the bureaucracy to serve the system, that they opposed the hereditary nobility, and that due to decline in their quality, they disappeared in the 9<sup>th</sup> century. However, as this interpretation places too much emphasis on the opposition of those who studied at the Daigaku to the nobility and positions them on a predetermined course in opposition to the nobility, there are several points in this interpretation that must be reconsidered. Furthermore, because this view has been short-term and the results of studies of the Daigaku system have not been fully incorporated within it, various issues remain to be addressed.

In this article I thus make an exhaustive examination of those whom I define as *bunjin kanryō*, which includes the relatively large number of bureaucrats who had studied at the Daigaku and rose to high-ranking positions who were students of the Kidendō (the curriculum devoted to history and letters) and those who attended the Daigaku but did not follow a fixed course of study, by focusing on their bureaucratic careers and political activities. Based on the results of this examination, I ascertained the fundamental character of the *bunjin kanryō* within the bureaucracy of the 9<sup>th</sup> and 10<sup>th</sup> century and then reexamined the scholarly consensus in light of these findings.

As a result I was first able to confirm that in fact the number of *bunjin kanryō* increased from the middle of the 9<sup>th</sup> century and accompanying this shift was the establishment of a special route for advancement of the *bunjin kanryō* within the bureaucracy. The *bunjin kanryō* had established by that time a certain fixed presence within the bureaucracy. I also determined that from that point onward until the end of the 10<sup>th</sup> century conspicuous signs of the decline of *bunjin kanryō* were not apparent. Furthermore, examining the

actions they took in political disputes, I was unable to find any sign of opposition to the nobility and instead recognized that these officials behaved extremely submissively toward those in power with whom they maintained a subservient relationship.

Judging from these findings, I concluded that special characteristics of the *bunjin kanryō* were to be found in their capabilities based on their scholarship and the ease in which they could build personal relationships with those in power through their learning, and they should be understood as allies rather than opponents of the nobility. From the 11<sup>th</sup> century onward when the bureaucracy experienced a great upheaval, these special characteristics of the *bunjin kanryō* were to face new changes.

Key Words; Heian Period, Scholar Bureaucrats (Bunjin kanryō),  
Scholars' Faction (Bunjin ha), Daigaku, nobility